

東南アジア諸国における会社法の現状と発展の潮流

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学法学会 公開日: 2018-02-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金, 安妮 (訳) メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/706

東南アジア諸国における会社法の現状と発展の潮流

朱 大明

通訳・翻訳 金 安妮

西本学長、中村副学長、池田先生、そして竹之内先生、本日も越しいただいた皆様、こんにちは。北京大学に勤めております、朱大明と申します。池田先生には、本日のような、皆様と交流する貴重な機会を頂戴し、心より御礼申し上げます。

私の本日の講演テーマは、「東南アジア諸国における会社法の現状と発展の潮流」とさせていただきますと思います。私の専門分野は、会社法・証券法でございます。皆様もご存じのとおり、会社法の世界において、東南アジア諸国に関する研究というのは、必ずしも主流ではございません。それでも、先ほど申し上げたテーマで皆様にご報告をさせていただこうと考えた理由は、第一に、池田先生から、そのようなご要望をいただいたからです。第二に、昨年、中国で開催された「一带一路」に関する研修会において、中国会社法の紹介させていただいたのですが、これを契機として、「中国の経済発展の中で、会社法がどのような役割を果たしてきたのか。そして、中国の会社法は、一带一路の沿線国に対して、どのような経験を提供し、参考にしていた

くことができるのか」ということを考えるに至ったからであります。

皆様ご存じのとおり、二〇一四年頃に、中国政府は、国家政策として「一带一路」を打ち立てました。この「一带一路」という政策は、簡単に申し上げますと、中東・東南アジア等の約六四か国を対象として、提携・取引等を行うというものであります。現在、中国国内においては、多くの学者が、様々な視点から「一带一路」に関する問題を取り上げ、研究を行っています。私も、昨年から、一带一路における会社法制に関する研究課題として、東南アジア諸国の会社法制に関して比較研究を行ってまいりました。本日は、「東南アジア諸国における会社法の現状と発展の潮流」をテーマに、東南アジア諸国の会社法に関する研究の所感を、皆様にご紹介させていただきたいと思っております。

外国法を研究するにあたっては、まず、その研究の意義を考えることが、きわめて重要であると考えています。先ほど池田先生がおっしゃった「共生と支援」というのは、非常に大事なことであり、私も強く賛成したいと思っております。東南アジア諸国の会社法制を研究する上で、各国の法律制度における共通点を重視するのか、それとも、その相違点を重視するのか、ということは考えなければならない問題であります。東南アジア諸国としては、経済発展の観点から、最終的には、「共生」を目標としなければならないのでしょうか。

東南アジア諸国・ASEANは、一〇か国から構成されています。この一〇か国の会社法を見ていく際に、考えなければならない問題は数多く存在しますが、時間の関係もあるため、以下のいくつかの問題のみを取り上げて、お話させていただきたいと思っております。

まず、東南アジアにおける会社の類型について、簡単に説明させていただきたいと思っております。会社の類型について、伝統な会社法によれば、一般的な会社の形態として、有限責任会社・株式有限会社等があるほか、閉

鎖会社と公開会社というように分類する国も存在しますが、現在、中国では、新たな経営形態が数多く出現しております。具体的には、「アリババ」という有名な中国の会社に代表されるものです。アリババは、オンライン・マーケットプレイスを提供する会社として、世界的にも有名な会社です。中国では、数百万の会社ないし個人が、アリババの提供するオンライン・マーケットプレイスに出店し、物品販売を行っています。これらの経営組織が会社を設立する場合、伝統的な会社と比較すると、オフィスを必要とせず、必ずしも多くの資金を必要としません。ゆえに、会社法の立法に際しては、伝統的な会社理論を維持した上で、そうした新しい経営組織を会社として承認する場合に、どのように従来の経営組織と区別して、立法を行うのか（会社登記だけではなく、課税等の問題を含む）ということを考えなければなりません。この点に関して、中国の経験を紹介すれば、新しい経営組織のような新興事業に対して、政府は、厳しい制限を設けるのではなく、できる限り容認する態度を取るほうが、当該事業の発展に有利であるといえます。

また、現代会社法において、会社の機関設置は、コーポレートガバナンス等に関連する重要な問題として考えなければなりません。会社の機関設置に関して、カンボジア・ベトナム等の会社法では、経理（会計上の経理ではなく、会社の執行役に相当する）という制度が設けられています。そして、シンガポール・マレーシア等の国の会社法では、会社秘書（一般の秘書ではなく、会社の情報開示を担当する高級管理職）という制度が設けられています。また、監査役制度については、監査役制度が定められている国もあれば、そうでない国もあります。さらに、独立監査役制度が設けられている国もあります。なお、機関設置の延長として、取締役の責任について、ミャンマー・タイ・ブルネイ等の国の会社法には、取締役が無限責任を負う、というきわめて特殊な制度が存在します。最後に、インドネシアの会社法の特徴的な点としては、会社の「社会的責任」が明

文で定められていることです（インドネシア会社法七四条参照）。先ほど述べたように、東南アジア諸国の会社法は、それぞれ法源が異なるため、会社法の基本的な制度でも、さまざまな相違点が存在することは言うまでもないでしょう。そこで、果たして、東南アジア諸国の会社法制には、どのような問題が存在するのか、それらの問題を解決していく中で、どのような方向を目指して発展していくべきか、ということを考えなければなりません。

東南アジア諸国の会社法は、大きく二つの類型に分けることができます。一つは、英米法の影響を強く受けた国、もう一つは、大陸法、すなわちドイツ・日本・中国等の影響を強く受けた国です。いずれの類型に属する国であっても、諸外国の制度をただ継受するのではなく、自国の問題を解決しうる法制度を設計しなければならないと考えます。

東南アジア諸国の会社法における問題点を考えるにあたって、東南アジア諸国は、各国国内に存在する立法事実や各国の発展レベルといった、各国独自の事情を最優先に考慮すべきであるように思われます。その一例として、アジア諸国の会社法では、ドイツ・日本・イギリス等の先進国の会社法と同様に、「支配株主の抑制」が重視されています。しかし、経済発展が、現段階における最重要事項であるとすれば、（従業員の保護を含む）「支配株主の抑制」よりも、「株主の利益保護」を優先的に考えるべきでしょう。したがって、先に述べた多くの法制度が、それぞれ各国の問題解決に際して、果たして有益なものとなっているのかどうか、ということとを改めて考える必要はあるかもしれません。

また、東南アジア諸国の会社法が、どのような方向に発展していくべきであるか、ということを考えるときには、下記の三点が重要であるように思われます。

第一に、先進国を含めて、各国の会社法に共通する法制度を大事にしなければならないということです。なぜなら、各国の会社法において、すでに認められている法制度を認めないというのであれば、認めないだけの十分な合理性と妥当性がなければなりません。グローバル世界において、特別な理由なくして、世界共通の制度を否定することは、投資者の投資判断に悪影響を及ぼしかねないように思われます。

第二に、東南アジア諸国における会社法の多くは、発展が比較的後れています。その反面、後進国として、現代的な新しい問題を取り上げて立法を行うことができるという利点があります。したがって、東南アジア諸国は、インターネット等の新興事業に関する立法を行うことによって、その発展を促進させるべきではないかと考えます。

このことに関連して、中国の経験の一つ紹介させていただきたいと思います。中国では、インターネット販売の新興事業の発展を促進する政策が採られており、アリババ・京東等のインターネット販売を業とする会社が急速に発展を遂げています。日本の皆様もご存じかもしれませんが、アリババは、一月一日という日をインターネット販売の日と定めて、多くの割引サービスを顧客に与えることにしました。そして、今年の一月一日、アリババ一社の売上だけで、一八七億ドルを記録しました。これは、数多くの中級国家における一年分の売上に相当し、多くの国から注目され、報道されました。このような中国の経験からすれば、新興事業を促進させることは、きわめて重要であると考えられます。

第三に、日本のような先進国の会社法においては、近年、規制緩和を重要な発展方向として位置付けておりますが、他のアジア諸国は、必ずしも日本のような先進国と同様に規制緩和を行わなければならないというわけではなく、むしろ、新興事業の推進等を考慮して、一部の規制を厳しくする必要があるかもしれません。一

例を挙げれば、インターネット販売の事業を行う会社の資本金・登記の場所を、一般会社と区別し、厳格な要件を課すことが必要となるかもしれません。

最後に、日本と中国は、東南アジア諸国における会社法の発展に対して、どのような役割を担っていくべきなのか、という観点から少しお話させていただきたいと思います。

これまで、日本は、東南アジア諸国に対して非常に強い影響を与えてきたように思われます。中国も、二〇一四年に一路の政策が採用されたことにより、多くの国とさらに緊密な関係を築くようになると考えられます。ゆえに、東南アジア諸国における会社法制のあり方を模索するにあたっては、日本と中国による合理的かつ適切な支援が必要不可欠となるでしょう。そして、支援を行う際には、技術的側面のみならず、先ほど池田先生がおっしゃられた「共生」という理念を、日中両国は、十分に認識しなければならないのではないのでしょうか。報告時間の関係上、私の報告は、以上とさせていただきます。皆様、ご清聴ありがとうございました。